

PPAを活用した電力供給事業化可能性調査業務質問回答

回答日: 令和6年5月29日

No.	資料名	項目	質問内容	回答
1	業務仕様書	3 業務の内容	「業務仕様書3業務の内容(3) 県公共施設及び県有未利用地の調査」について、県公共施設等の事業実施の可能性(事業性)を評価するためには、電力需要量として30分電力使用量等が必要となりますが、この情報は「(4) 電力供給先に係る調査」で実施する管理者へのアンケート調査で把握したものを使用する想定でしょうか。	「(3) 県公共施設及び県有未利用地の調査」での事業実施の可能性(事業性)は、あくまで土地形状や設置面積、既設電線までの距離などから、太陽光発電設備の設置に際し、費用対効果に関する評価を行うことを想定しており、電力需要を踏まえた評価を行うことは想定していません。 また、30分電力使用量等の情報については、「(4) 電力供給先に係る調査」にて把握することを想定しています。 なお、コンペ参加者様の提案内容として、電力需要も含めて評価いただくことは差し支えありません。
2	業務仕様書	3 業務の内容	「業務仕様書3業務の内容(3) 県公共施設及び県有未利用地の調査」について、県公共施設等の事業実施の可能性(事業性)の評価をするために、建物の耐用年数、もしくは残りの使用想定年数も教えて頂きたいのですが、提供する項目に追加頂く事は可能でしょうか。	現状では、建築物が満たす耐震基準(旧耐震基準、新耐震基準)しか把握できていないため、追加できないことを念頭にご提案ください。 ただし、契約後、各施設管理者に確認のうえ、把握が可能となった場合は提供することとします。
3	業務仕様書	3 業務の内容	「業務仕様書3業務の内容(4) 電力供給先に係る調査」について、アンケート調査の実施対象となる県公共施設の管理者の連絡先等は県から提供される想定でしょうか。	県公共施設の管理者の連絡先等は、県から提供します。
4	業務仕様書	3 業務の内容	「業務仕様書3業務の内容(5) 検討会の運営」における、謝金の支払金額設定について、準ずる規定等があればご教示願います。	県において、同様の業務内容の場合、三重県総務部報償費支給基準により、9,900円/日となっています。 また、旅費については、実費での計算となります。 この単価を参考としてください。
5	業務仕様書	6 成果品	「業務仕様書 6成果品」について、「3業務の内容(1)～(5)」を束ねた業務全体の報告書は必要ないでしょうか。	提出は「業務仕様書 6 成果品」のとおりです。 また、業務完了報告として、報告書を含む添付資料一覧を記載した資料(かがみ文等)は提出してください。

PPAを活用した電力供給事業化可能性調査業務質問回答

回答日:令和6年5月29日

No.	資料名	項目	質問内容	回答
6	業務仕様書	6 成果品	「業務仕様書 6成果品 (5)」について、納品が必要な電子データは、「業務仕様書 3業務の内容 (1) 地域エネルギー供給会社の事業計画書の作成と(3) 県公共施設及び県有未利用地の調査」のみで良いと読み取れるのですが、他仕様項目の電子データは納品不要でしょうか。	「(1) 地域エネルギー供給会社の事業計画書の作成」は、報告書を電子データでご提出ください。 なお、「(2) 地域経済の活性化策等の検討」、「(4) 電力供給先に係る調査」、「(5) 検討会の運営」については、「(1) 地域エネルギー供給会社の事業計画書の作成」に資料として含まれることを想定しています。 「(3) 県公共施設及び県有未利用地の調査」は、基礎データのエクセルデータを提供しますので、加工した電子データの提出をお願いします。
7	業務仕様書	3 業務の内容	他自治体のPPA、地域新電力に係る事業計画の内容を踏まえ作成することとありますが、他自治体のPPA、地域新電力に係る事業計画の内容は受託後にご開示いただけるのでしょうか。	原則、受託者において他自治体の事例の情報収集を行っていただき、県と協議のうえ作成してください。
8	業務仕様書	3 業務の内容	県、支援事業者(JFEエンジニアリング株式会社)の検討内容を踏まえ作成することとありますが、受託後に県、支援事業者(JFEエンジニアリング株式会社)の検討内容をご開示いただけるのでしょうか。	契約後、検討に必要な内容を共有させていただきます。
9	業務仕様書	3 業務の内容	検討会の運営に際して、受託後他の事業者へ委託することは可能でしょうか。	原則、受託者から他の事業者への再委託はできませんが、必要がある時は事前に県の承認を得れば可能です。
10	業務仕様書	3 業務の内容	受託者が検討会開催時に発生する謝金・旅費支払いを行うこととありますが、当該費用は受託者負担という理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
11	業務仕様書	3 業務の内容	検討会の開催に関して、「4 スケジュール(案)」にて計3回の検討会開催が想定されておりますが、この点は提案内容次第であり必須の条件ではないという理解で宜しいでしょうか。	原則3回を想定しています。
12	業務仕様書	3 業務の内容	「3 業務の内容」全般に関してですが、複数企業が共同で参加する場合、共同企業体として全業務を連帯責任で受託することになりますでしょうか。	共同体等、複数社から成る組織による参加を想定している場合は、別紙「共同事業体協定書兼委任状」を参加確認申請書とあわせて、令和6年5月30日(木)17時まで提出してください。 落札者となった場合は、各構成員は業務の遂行及び当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

PPAを活用した電力供給事業化可能性調査業務質問回答

回答日: 令和6年5月29日

No.	資料名	項目	質問内容	回答
13	業務仕様書	6 成果品	「6 成果品」に記載の事業計画書(骨子報告書・中間案報告書・最終案報告書)に関して、提出期限は記載の日程で確定でしょうか。(受託者側の提案により調整余地はございますでしょうか。)	「6 成果品」に記載した提出期限については、原則変更できません。
14	コンペ参加仕様書	3 参加資格に関する事項	「3 参加資格に関する事項」についてですが、(1)～(6)の要件をすべて充足すれば複数企業による共同での参加申込も可能でしょうか。	共同体等、複数社から成る組織による参加を想定している場合は、別紙「共同事業体協定書兼委任状」を参加確認申請書とあわせて、令和6年5月30日(木)17時までに提出してください。
15	コンペ参加仕様書	9 無効となる提案	「9 無効となる提案」に記載の「(2)提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき」に関してですが、特定の企業が2つ以上のコンソーシアムに参画し、それぞれのコンソーシアムにて別々の提案を実施することができないという意味でしょうか。	貴見のとおりです。